

様 式

会議の名称	令和元年度第2回本庄市水道事業審議会
開催日時	令和 2年 2月21日(金) 午後 1時30分から 午後 3時 5分まで
開催場所	本庄市役所503会議室
出席者	(委員) 林 富司委員、小林 猛委員、齋田 克己委員、永尾 一郎委員、 高橋 博志委員、江原 貞治委員、柴崎 厚委員、 廣島 静子委員、柴藤 廣公委員、松永 秀一委員、 下岡 忠敬委員 (事務局) 榊田水道課長、中西課長補佐、長浜課長補佐、山下課長補佐、 武藤主任
欠席者	富田 雅寿委員
議題 (次第)	1. 開会 2. 会長挨拶 3. 議題 (説明事項) 第1号 平成30年度水道事業会計決算について(資料1) (報告事項) 第1号 平成30年度における水道事業ビジョンの取組みの実績について(資料2) 第2号 令和元年度における水道事業ビジョンの取組みの進捗状況について(資料3) 4. その他 5. 閉会
配付資料	(事前配布資料) 資料1 平成30年度本庄市水道事業会計決算概況 資料2 本庄市水道事業ビジョンにおける施策への取組みの実績(平成30年度) 資料3 本庄市水道事業ビジョンにおける施策への取組みの進捗状況(令和元年度) 資料4 指定給水装置工事事業者制度の改正(更新制導入)に伴う対応について  (当日配布資料) 令和元年度第2回本庄市水道事業審議会次第 上下水道部広報紙「水だより」
その他特記事項	審議会の協議により、発言者氏名は記載しないこととする。
主管課	上下水道部水道課

## 議 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発言内容・決定事項等
事務局	<p>皆様、こんにちは。本日は、公私ともに大変お忙しい中、本庄市水道事業審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます。水道課長の榊田と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議時間でございますが、全体で1時間30分程度を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>開会に先立ちまして、日程の都合で前回の審議会にご出席いただくことができませんでした柴藤廣公委員に委嘱状のほうを交付させていただきました、あわせて、自己紹介をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
	(水道課長より委嘱状の交付)
副会長	<p>日本水道協会の柴藤でございます。このたびは副会長ということで、仰せつかりました。微力ではございますけれども、会の運営に努めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議に入らせていただきます。始めに、本日の会議で使用する資料を確認させていただきます。</p> <p>まずは、事前に配布させていただきました、</p> <p>【資料1】平成30年度本庄市水道事業会計決算概況」</p> <p>【資料2】本庄市水道事業ビジョンにおける施策への取組みの実績（平成30年度）」</p> <p>【資料3】本庄市水道事業ビジョンにおける施策への取組みの進捗状況（令和元年度）」</p> <p>【資料4】指定給水装置工事事業者制度の改正（更新制導入）に伴う対応について」</p> <p>でございます。</p> <p>また、本日は、皆さまのお手元に広報紙「水だより第3号」を配布させていただきました。</p> <p>会議の次第とあわせまして、以上、6点の資料となりますが、配布漏れ等はありませんでしょうか。</p> <p>続きまして、本日の出席者が会議に必要な定数に足りているか報告させていただきます。</p> <p>本庄市水道事業審議会条例では、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」と規定されております。</p> <p>本日、ご出席いただいております委員さんは全12名中、11名でございます。</p>

様 式

	<p>す。会議成立に必要な過半数に足りていますことをご報告させていただきます。</p> <p>次に、会議の傍聴者について、ご報告させていただきますが、本日は、傍聴を希望する方はおりませんでした。</p>
事務局	<p>それでは、これより令和元年度第2回本庄市水道事業審議会を開催させていただきます。</p> <p>ここからは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。</p> <p>次第の2番、会長挨拶でございます。小林会長より、ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>令和元年度第2回本庄市水道事業審議会に、委員の皆さまお忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。慎重に審議していただくことをお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、次第の3番、議題へ入らせていただきます。</p> <p>ここからの議事の進行につきましては、会長が議長となっておこなっていただくこととなっておりますので、議事の進行は、小林会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、さっそく議事に入ります。委員の皆さまには、会議のスムーズな運営にご協力をよろしくお願いいたします。始めに、説明事項の第1号「平成30年度水道事業会計決算について」、事務局より説明をお願いします。</p>
	<p>(資料1に基づき事務局説明)</p>
会長	<p>ただ今の事務局の説明につきまして、ご質疑等ありましたら、お受けいたします。挙手をもってお願いいたします。</p>
委員	<p>ひとつ教えてください。特別損失の都島浄水場の施設の見直し、これは会計上減損処理をしているということで、施設としてはそのまま、今後使うことは見込みとしてありますか。</p>
事務局	<p>遊休資産として帳簿上は残しておりますが、現在の水道事業ビジョンにおきまして「都島浄水場での県水受水事業を見直す」こととしているところから、こちらのほうは使用する見込みがございません。</p>
委員	<p>業務指標のところ、年間の総配水量が増えて年間の総有収水量が減っているのですが、なにか理由や原因があるのであれば教えてください。</p>
事務局	<p>年間の総配水量と総有収水量の比較でございますが、減少につきましては様々な要因があると考えられますが、まず一つとしましては火災時の消火活動による水の使用、あるいは、毎年調査を行っておりますが、未だに漏水が見受けられる状況でございます。これらが影響しているものと考えております。</p>
委員	<p>県水受水の量ですが、人口が減少したことにより受水量を見直したということですが、今後も人口の減少がさらに見られた場合、さらに受水量を減らして</p>

	<p>バランスをとるということでよろしいでしょうか。本庄市の水道水につきましては、県水がなくても十分に賄えるということだったと思うのですが、将来的に考える中で県水の受水量を減らしても、本庄市の水は十分に賄えるのですか。</p>
事務局	<p>県水の受水量の見直しにつきましては人口減少によるものでございますが、今後、さらなる人口減少が見込まれる場合においては、収入に対する水道施設の将来的な維持管理の費用などを総合的に判断した上で、自己水を増やしていくのか、あるいは、県水をそのまま維持するのかというところを検討し、県水の受水量を決めていきたいと考えております。</p> <p>また、近年の様々な災害により水道施設の被災が見受けられるところがございますが、本庄市におきましてもそのような状況が起りかねない、そのような場合におきましては、水道施設の他にも水源を確保しておく必要があり、県水につきましてもその一つの手法と考えておきまして、受水量を減らすのも考え方としてはございますが、水源の確保という観点からも多少なり受水量を確保しておく必要があると考えております。</p>
委員	<p>それでは、例えば都島浄水場が水害により水没して、給水ができなくなる状況になるかもしれないということですか。</p>
事務局	<p>そのとおりでございます。そのような場合におきましても、別に何らかの水源を確保することで、水の供給体制を整えておく必要があると考えております。</p>
委員	<p>経営指標の中で、供給単価と給水単価が県平均よりずいぶん安くなっているようですが、これにつきまして理由があれば教えてください。</p>
事務局	<p>県水と本庄市の水の違いですけれども、県水につきましては河川からの水を供給しておきまして、河川からの水となりますとどうしても浄化が必要となりますが、本庄市の水につきましては地下水から汲み上げ次亜塩素酸ナトリウムのみを入れて供給しておりますので、そこでかかる費用が違ってくるということで単価のほうが抑えられている状況でございます。</p>
委員	<p>確かに本庄市の水は安いのですが非常に硬水度が高く、県水のほうは軟水なので、混ぜることにより中和されており、その点は利点だと考えています。安いだけでなく、硬水を下げずに人間が飲んでいまして胆石になったりする可能性もあるので、市民としては双方をバランスよく混ぜてもらえるとありがたいと思っています。</p>
事務局	<p>委員のご意見につきましては、今後水道課のほうでも協議いたしまして、供給のほうに活かしていければと思いますので、ご意見として承らせていただきます。</p>
会長	<p>ほかにご質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>ご質疑がないようですので、続きまして、報告事項第1号「平成30年度に</p>

	おける水道事業ビジョンの取組みの実績について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料2に基づき事務局説明)
会長	ただ今の事務局の説明につきまして、ご質疑等ありましたら、お受けいたします。挙手をもってお願いいたします。
委員	平均残留塩素濃度についてですが、平成30年度は0.45、これを令和5年度には0.40以下を目指すということですが、これは要するに水道水の消毒かと思うのですが、0.45から0.40に落としても現在と変わりなく、市民に美味しい水を供給できると理解してよろしいでしょうか。
事務局	0.40以下を目標としておりますのは、一般的に水道水を美味しく感じる値でございまして、上水として配水する基準は当然のことながら満たしているのですが、水道水を美味しく感じていただける範囲内で収めたいという中で、目標を設定させていただきました。現在、年間0.48程度で配水をしているところですが、徐々に低下させ0.40以下で送れるよう努力をさせていただいているところでございます。
委員	水道水についてですが、かなり塩素が強い時があります。本管から直接水道水をとると臭いが強い時があるのですが、これは身体に障害や支障はないのですか。
事務局	<p>残留塩素につきましては、水道法におきまして0.10以下にはしてはいけないというルールがございます。こちらを維持するために、一番遠く離れたところの給水栓につきまして水質の検査をしながら、その数値を下回らないように水の安全を確保しているところでございます。</p> <p>しかしながら、夏場になりますと水の中に入れております薬品、次亜塩素酸ナトリウムが劣化をしてしまいますので、夏場は濃度を高めに注入いたしまして市内に給水をする体制をとっております。この結果、どうしても浄水場の近くに住んでいる水道使用者の皆さまにつきましては、残留塩素が高くなってしまいう関係で、コップに水を汲んだ時に臭いがしてしまうというような状況でございます。</p> <p>ただし、基の浄水場から出す水の塩素濃度の数値につきましては、一番遠く離れた給水栓における水質の基準が下回らないよう監視をしておりますので、特に人的な被害が出るというような配水はしておりませんので、安心して飲んでいただければと思います。</p>
委員	今の事務局の説明は、質問の答えと若干違う気がします。0.40以下に落とした時に、身体に害があるかないかという質問だと思うのですが。
事務局	申し訳ございませんでした。さきほどの説明に補足させていただきます。数値的には0.40を下回っても、お腹をくだしてしまうような衛生的な害はございませんが、極力0.40以下を目標としていきたいということで考えております。さきほど、説明させていただきました0.10を維持することで安定

	<p>した水質の維持ができますので、まずは目標として0.40を目指していきたいと考えております。</p>
委員	<p>次亜塩素酸ナトリウムは発がん性に関連があると言われており、低ければ低いほどいいと思います。0.10以下になってしまうと水道法違反になってしまいますので、0.40より低くしてもらえれば良いと思います。</p> <p>もうひとつ、次亜塩素酸ナトリウムは塩素から作るものですが、今は天然塩とから作るものもあります。こちらのほうが安全性は高いと言われていますので、事務局には是非研究してもらおうようお願いします。</p>
事務局	<p>委員のご意見を踏まえまして、品質の向上にむけ勉強を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。</p>
委員	<p>次亜塩素酸ナトリウムの濃度についての話がいろいろと出ていますが、我々は企業で食品会社をやっている工場なのですが、やはり0.10以上は絶対、目標値としての0.40がいいのか、会社としてはやはり塩素を使う、経費を使うということになりますので、わが社の話をしてしまえば0.1から0.2で全て地下水をコントロールしている、そうすることによって塩素代も浮くし、臭い、飲んだ時の刺激臭、製品化した時の刺激臭も無くなるということ、そういった企業努力をしていますので、0.40という目標の設定がなぜ取られたのか、0.48、0.45がいかに抑えられるか、その活動だったり目標を達成するための努力をどのようにやっているのか、その二点を聴かせてください。</p>
事務局	<p>まず、目標を設定するための努力をどのようにしているかでございますが、表2に水質自動計測装置の設置数というのがございまして、これにつきましては現在市内に3箇所の設置をしております、本庄地域に設置されております。今後目標値といたしまして、最終で5箇所の設置のほうを目指しているところでございますが、残り2箇所を児玉地域のほうの設置を目指しまして、末端となりますところの配水モニターという機械で自動計測を行うものですが、ここで適切な残留塩素の濃度を測定することで、より低く抑えるような調整を今後行っていきたいということで計画のほうをしております。</p> <p>また、0.40の目標の設定につきましては、さきほどの説明にもございましたが、人が飲んだ時に美味しく感じるというところの部分での数値でございますので、それを一つの目標とさせていただきます、末端の残留塩素を確保するところの中で、水質自動計測装置を設置することで、より管理を適切に行いながら徐々に下げていきたいということで考えております。</p>
委員	<p>ということは、0.40以下が具現化された場合には、ワンランク・ツーランクステップアップすると考えてよろしいのでしょうか。</p>
事務局	<p>水質自動計測装置を設置することにより下げることが可能であることが見えてきた段階で、さらに下げていく努力のほうをしていきたいということで考えております。</p>

会長	ほかに何かございますか。
事務局	補足でございますが、今委員の皆さまのご意見を頂戴いたしまして、飲み水ですのでやはり身体に影響はないかというところで皆さま心配されているところでございます。水道事業ビジョンにも掲げておりますが、安全を最初の目標としておりますので、本庄市の水道事業といたしましても、まずは安心して飲んでいただける水の供給、そして、やはり経営のほうも安定して行えるような取組みを今後も目指していきたいと思っておりますので、委員の皆さまからも貴重なご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
委員	施策2の表3、管路の計画的耐震化と更新の中で、平成30年度は触れられていないのですが、これはどういうことなのでしょう。
事務局	基幹管路の耐震化計画につきましては、令和元年度に設計業務の道筋を立てることに着手しております、具体的には令和2年度以降に耐震化率に反映できるように動ければと考えております。
会長	ほかにご質疑はございませんか。 (なしの声あり) ご質疑がないようですので、続きまして、報告事項第2号「令和元年度における水道事業ビジョンの取組みの進捗状況について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	(資料3に基づき事務局説明)
会長	ただ今の事務局の説明につきまして、ご質疑等ありましたら、お受けいたします。挙手をもってお願いいたします。
委員	さきほど説明を受けました表5、3-2の応急対策の拡充についてですけれども、災害時における給水体制の確保を目的に、応急給水資機材として給水袋300袋を用意したということですが、それはどこの場所に用意してあるのですか。
事務局	水道庁舎内、いまい台南公園の資機材を備蓄する倉庫などに分散して保管しております。
委員	それは災害の時には市民に提供できるものですか。昨年台風19号などの災害もあり、私も以前土砂災害の被害を受け避難しましたが、この度本庄市で初めて避難指示が発令され、その時に、私の地区には自治会館などがありますので、私は現在自治会長をしておりますので、副会長に連絡をし、会館などを開放するように指示を行いました。 また、本庄市から避難指示が発令され、「児玉セルディ・小学校を避難所として開放しましたので、避難してください。」との指示でした。普段の広報を住民がよく理解していない場合もあり、必ず地元の方々が自治会館に避難する方がいると思いましたが、やはり、指定された避難所ではなく自治会館などの避難場所に避難する方々がいて、その避難場所では、食料がない、水がないと

	<p>ということが往々に見受けられました。そうかと言って、避難所に避難するのに、「食料や水は自分で持ってきてください。」と言われても、なかなか用意ができません。給水袋が用意してあるということで、市にも備蓄はあると思いますが、今後も備蓄について努力していただきたいと思います。</p>
事務局	<p>給水袋の備蓄の目標につきましては、具体的に申し上げますと、6,000袋としております。これにつきましては、水道事業ビジョンを策定する際に、目標をどのくらいに設定すべきか悩んだところではございますが、本市の地域防災計画で想定している地震災害の際の全壊家屋数を賄える数量としたところではございます。また備蓄は足りていない状況ではございますが、漏水や工事に伴う計画的な断水、また、今年度は秩父市におきまして応急給水活動を実施したことなどにより、給水袋を使用しなければならない状況もございまして、今後は使用する分と購入する分につきまして、計画的に備蓄を増やしていく方向で検討してまいりたいと考えております。</p>
委員	<p>ゆくゆくは我々市民のため、そういった備蓄品が用意してあるということがあれば、私も本庄市の自治会連合会のほうから、昨日、食料50人分が配られました。昨年の台風の際は、みなさん食料を持っていなくて、私の家にあった昨年同じ様に配られた食料を食べました。それで助かったということもありますので、これからも、備蓄を考えていただければと思います。</p>
事務局	<p>給水袋の保管場所につきましては、さきほど申し上げました、いまい台南公園、こちらには耐震性貯水槽が設置してあり応急給水が想定される場所となりますが、こちらの倉庫のほか、第二浄水場、都島浄水場、児玉地域の高柳配水場となっております。有事の際には応急給水を実施することを想定しております。これらに分散配置をいたしまして対応を考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>
委員	<p>それを知っている人はそこに行けますが、知らない人は行けません。例えば、セルディだとか本庄市役所に保管してあれば、行けると思うのですが。</p>
事務局	<p>災害時の応急給水につきまして、各浄水場で対応するということの広報がまだまだ足りていないというところはあります。今後は市の防災部局と連携いたしまして、危機管理課が行う各自治会や団体における防災講座などを通しまして、適宜、災害時の水の供給につきましてご説明させていただくことも検討したいと思います。また、6,000袋の給水袋では、市内の全てのご家庭に対応することは当然のことながらできませんので、例えば、家庭で給水袋の代用になるものなどの啓発も、市として行っていかなければならないと考えております。あわせて、お願いといたしまして、できる限りでけっこうですので、各家庭での飲料水の備蓄の協力をよろしく願いいたします。</p>
委員	<p>利根川の堤防が切れて氾濫した場合、浄水場が浸水してしまうと思うのですが、電源が止まって自動ポンプも止まった場合に、どう対応するのかマニュアルはあるのですか。</p>



事務局	<p>水道事業におきまして、地震対策マニュアルというものがあります。これは、地震に限らずその他の災害にも対応できるような形で、マニュアルは作られております。例えば、仮に利根川が氾濫して都島浄水場が浸水し使えなくなったことを想定いたしまして、その際には第二浄水場が主に動きまして、それ以外の配水場が運転能力を高めて水を供給することですとか、施設が復旧するまでの手順など、そういったものが定めてあります。</p>
委員	<p>利根川の堤防が決壊して本庄市側に流れてきた場合に、昔の写真などを見ると伊勢崎に行く道などは全部水没してしまっていて、そうであれば都島も水没しているわけだから、ダウンした場合に大丈夫なのかを確認したい、それがないと大変なことになってしまう。</p>
事務局	<p>現在、浸水をした想定で対策のほうを考えておりまして、かつ、第二浄水場につきましても、そういったことを織り込んだ検討のほうを進めておりますので、今後、強靱化していくような方向で安全のほうを高めていきたいと考えております。</p>
委員	<p>4-3漏水率の改善ですが、市内を4ブロックに分けて1年に2ブロックずつということですが、どうもやっていることに対する結果が伴っていないように見受けられますが、昨年を見ると10パーセント漏水をしているということは、10送った内の9しか一般の人に届いていないことになって、毎年、費用と改善をやられていると思うのですが、これをやられていくことで、今後、本当に漏水率が改善してくのか、それとも、それ以外に何か根本的な率を下げている原因があるのか教えていただきたいのですが。</p>
事務局	<p>漏水率の改善につきましては、漏水調査を継続して行うことも重要ですが、基幹管路の耐震化もこれから進めていくのですが、基幹管路以外の配水支管についても、場所的に漏水が多発する路線というのがございまして、そういったところを重点的に、現在、管路更新を進めているところでございます。そのような対策で、僅かでも数値の改善が図られればと考えております。</p>
委員	<p>できたらいいのですが、これだけの調査をして、これだけの工事費用をかけて、漏水が何トン減りましたとか、逆に数字で出してくれたほうが、これだけやっているのに率がなかなか改善しないんだなという方が、市民とかここに委員の皆さんの理解が得られると思ったものですから、可能であれば、今後よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>参考までですが、平成30年度の漏水調査の結果について、簡単にご報告させていただきますと、調査路線の延長距離が250キロメートル、発見の箇所数は45箇所、年間の漏水防止水量としますと14万6,000トンを防止したことを試算しておりまして、給水原価をこれに乗じますと年間で1,720万円程度のコストの削減が見込まれたものと、あくまで試算ではございますが、このような結果を出しております。</p>
委員	<p>ということは、前回の漏水率8.9から今回の9.7というのは、止めてい</p>

	る以上にまた漏れ出しているのが現実ですか。
事務局	漏れ出しているところがあるということです。
委員	消防で消火する水も入っているのですか。
事務局	消防作業で使用した水は入っておりません。
委員	聴き忘れたのですが、資料2、3ページの未収金ですが、これが増えているのですが、回収できなかつたから増えているのですか。使ったけれども払ってくれないという人がいるということですか。
事務局	未収金についてでございますが、公営企業会計でございますが、出納整理期間がなく、3月の月末が土日に跨ってしまいますと、その影響で未収金が発生してしまいますが、回収できなかつたというわけではなく、水道料金の収納率につきましては、ほぼ100パーセントに近いぐらいで維持しております。
会長	ほかにご質疑はございませんか。ご質疑がないようですので、議題について終了いたします。以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。 議事進行へのご協力、ありがとうございました。 それでは、進行を事務局へ戻します。
事務局	小林会長、ありがとうございました。 それでは、次第の4番、「その他」でございますが、事務局のほうから2点ほどご報告がございます。 まず1点目でございますが、資料4をお願いいたします。こちらですけれども、水道法の一部が改正されまして、令和元年10月1日より指定給水装置工事事業者制度につきまして指定の更新制が規定されましたことから、本市におきましても指定の更新制を導入することとなりましたので、事前に配布させていただきました。資料の2ページをご覧ください。指定給水装置工事事業者制度は、給水装置工事につきまして、適正に施工ができると認められる事業者を水道事業者が全国一律の基準により指定する制度でございます。この制度につきましては、平成8年の水道法の改正により創設されたものでございますが、新規に指定された後、事業の休止や廃止などの変更があってもその届出がされず、所在の確認ができない事業者が全国的に問題となっている状況がございます。こうした状況から、工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離を防止するため、指定の有効期間を従来の無期限から5年間とした指定の更新制が導入されることとなりました。3ページをお願いいたします。本市の指定の状況でございますが、令和2年1月末現在で指定工事事業者は250者となっております。この250者の指定工事事業者につきましては、改正法の施行日以前に既に指定を受けており、改正法が施行されることに伴い、5年ごとに更新を受けなければ、期間の経過により指定の効力が失われることとなりますけれども、施行日以前の指定の件数が多いことを鑑みまして、経過措置として、下表にありますとおり、指定工事事業者が指定を受けた日に応じた初回更新ま

	<p>での指定有効期間が定められているものでございます。4ページをご覧ください。更新制の導入に伴いまして、本市におきましては水道事業給水条例並びに指定給水装置工事事業者規程の改正を行いまして、あわせて、指定更新に係る手数料につきまして、1万円と定めました。5ページをご覧ください。本市における更新手続きのスケジュールでございます。改正法に基づき指定の更新制度が導入されることにつきましては、通知により指定工事事業者へ既にお知らせをしてあります。今後についてでございますが、指定工事事業者に対しまして、本市におきましても更新制が導入されたことや、経過措置に基づき平準化された初回更新までの有効期間ごとに更新受付の手続き等を実施することについて、お知らせを行う予定となっております。指定給水装置工事事業者制度における指定の更新制の導入の説明につきましては以上となります。</p> <p>次に次回の審議会でございますけれども、「令和2年度における水道事業ビジョンの取組み予定について」報告をさせていただき予定でございます。開催時期でございますが、5月頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは、以上となりますが、「その他」につきまして、皆さまから何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>ないようでございます。本日の審議会におきましては、委員の皆さまより貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。昨年の台風19号につきまして、その教訓を活かしまして、本庄市の水道事業といたしましても施設の強靱化を図るとともに、委員さんからございました企業からのご意見もいただきましたので、今後の水道事業の運営に活かしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、次第の5番、閉会に移らせていただきます。</p> <p>閉会にあたりまして副会長の柴藤様よりご挨拶をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。</p>
副会長	<p>委員の皆さまには、ご熱心にご審議いただきまして、誠にありがとうございます。これもちまして、令和元年度第2回本庄市水道事業審議会を閉会といたします。ありがとうございました。</p>

会長

小林 猛